# りょうけいやくしょ 利用契約書

しゃかいふくしほうじんふくずみかい社会福祉法人福角会していせいかつかいごじぎょうしょ指定生活介護事業所おつきの里

# していせいかつかいごじぎょうしょ さと りょうけいやくしょ 指定生活介護事業所 いつきの里 利用契約書

いつきの菫の利用を希望する著(以下「利用者」という。)と社会福祉法人 福角会 生活介護事業所いつきの菫(以下「事業所」という。)は、利用者が事業所の提供するサービス(生活介護事業)を受け、それに対する利用料金を事業所に支払うことについて、炎のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

#### (首的)

第 1 条 本契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する為の法律(以下「法」という)の理念に削り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する為に、事業所が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

# (期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとします。
2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない皆の単し出がない場合、本契約は首動更新されるものとします。

# (個別支援計画)

第3条 事業所においては、利用者の状況ならびに課題と意向を常に把握すると共に首標を設定し、利用者やその家族・後見人等への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。作成後、個別支援計画の実施状況の把握を行うと共に、少なくとも6ヵ月に一回以上、覚査しを行い必要に応じて変更します。

この個別支援計画については、事業所が利用者やその家族・後見人等にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者等に交付いたします。

なお、利用者やその家族・後見人等はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

# (サービス内容)

- 第 4 条 事業所は、前条 に定める個別支援計画に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。
  - ① 積談及び支援 (誘問支援答む)
  - ②心身の状況に応じた適切な介護・支援等
  - ③生産活動の機会の提供(生産活動にともなう工賃支払含)
  - ④食事の提供及び栄養管理
  - (5)健康管理
  - 6機能訓練
  - ⑦条酶活動
  - 8創作的活動
  - 9送迎サービス

# (利用料金の支払い方法等)

- 第5条 利用者は、前条に差めるサービスに対して、置って記憶明書に差める所定の利用者負担額を、 食費・光熱水費とあわせて事業所に支払います。ただし、サービス利用料念のうち介護給付費等か ら支給される部分(全体額の9割)については、原則として、事業所が市町から代理して受領し ますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 事業所は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月末までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌々月末までに支払います。
- 4 事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、 銀行振り込みの場合は振り込み書を領収書とみなしますが必要に応じて領収書・も発行します。

#### (利用料金の変更)

- 第6条 国の定める費用に変更があった場合、事業所は当該利用者負担額を変更することができる ものとします。
- 2 事業所は、気に基づく介護給付費対象がサービスに要する費用を物価の変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は別紙「童童事項説明書」にその旨を記載するものとします。

# (生産活動と工賃の支払)

- 第7条 事業所は、第3条に規定する個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して 就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供します。
- 2 事業所は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に 従事された利用者に支払います。

# (事業所の基本的義務)

- 第8条 事業所は、利用者に対し、自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる酸り居宅に 近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用状況の把握を適切に行います。
- 2 事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。

#### (事業所の具体的義務)

- 第9<sup>6</sup>案 事業所は、サービスの提供あたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する とともに、背常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、緊
  対抗に基づく
  対容について、
  利用者やその
  家族・後
  見分等の
  質問等に対して
  適切に
  説明します。
- 3 事業所笈び従う業者。は、茶契約によるサービスを提供するにあたって始り得た利用者やその家族 等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開宗することはありません。また、秘密 を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。
- 4 事業所は、利用者交は他の利用者等の生命支は身体を保護するため繁懲<sup>3</sup>やむを得ない場合を 際いて、身体的利策その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業所は、第16条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して

たまうなど、たってうちょうさい。 市町等が行う調査等に協力し、指導文は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。

6 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供党プロから5年間保存します。 利用者やその家族・後見人等は、事業所の窓口業務時間内(9:00~17:00)に首分の記録 を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

# (事故と損害賠償)

- 第10条 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、遠やかに市前及び利用者の 家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況 及び処置について記録します。
- 2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責任と認められる事由によって利用者に 指害を与えた場合には、遠やかに利用者の損害を賠償します。

# (契約の終了事由)

- 紫い にょう ほんけいゃく いかの各号に基づく契約の終了 が生じた場合に終了するものとします。
  - (1) 利用者が死亡した場合
  - (2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
  - (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (4) 事業所が事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (5) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

# (利用者からの解約等)

- 第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用 ものはいなくにならりょう 者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 利用者が、第 1 項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

# (利用者からの契約解除)

- 第13条 利用者は、事業所もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただ ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 事業所もしくは従業者が正当な理由なく承契約に差める障害 福祉サービスを実施しない 場合
  - (2) 事業所もしくは従業者が第9条1項から4項に差める義務に違反した場合
  - (3) 事業所もしくは深葉者が故意交は過失により利用者の生命・身体・影物・信用を傷つけることなどによって、緊契約を継続しがたい量気な事情が認められる場合
  - (4)他の利用者が利用者の監論・資体・財物・信用を襲つけた場合もしくは襲つける説れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

#### (事業所からの契約解除)

- 第14条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
  - (1)利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条。に差めるサービス利用料金の支払いが、3カ

胃以上遅延し、相当期間を**差めた催告にもかかわらず**故意に支払わない場合

- (2) 利用者が、他の利用者の生命・身体・射物・信用を傷づけることなどによって、本契約を継続しがたい量大な事情を生じさせ、その状況がの改善が見込めない場合
- (3) 利用者が、故意文は重大な過失により事業所もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況・の改善が見込めない場合

# (緊急時の支援)

- 第15条 事業所は、利用者の病状に急変が認められた場合、その他必要な場合は、速やかに 教急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
- 2 前 1 項の他、利前中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定するものに対し、 運絡します。

# (苦情解決)

- 第16条 利用者やその家族・後見入等は、本契約に基づくサービスについて苦情がある場合は、いつでも董夢事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を静し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の背無笈びその芳法について、利用者やその家族・後見入等に交害で報告します。
- 2 事業所は、利用者やその家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対しいがの不利益を与えません。
- 3 利前者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された愛媛県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

# (虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権擁護、養養院上の為に、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、責任者を設置する等、必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

# (協議事項)

第18条 案契約に楚められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は瑟馨の関係 諸瑟令の楚めるところに従い、利角者と誠意をもって協議するものとします。 この契約について、家族・後見人等の立会にて契約する場合は、立会人欄に記名捺印するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

		2019年	がっ <b>月</b>	にち 日
りょうしゃ 利用者				
( <b>住所</b> )				
しゃい (氏名)				いん <u>印</u>
たちあいにん 立会人				
( <b>住</b> 所)				
(氏名)				前
-	<sup>y ょうしゃ</sup> (利用者との関係)			

事業所所在地 愛媛県松山市福角町 1829番地

事業所名 社会福祉法人 福角会 代表者 理事長 芳 野 道 亨 節